

声 明

～精神保健福祉法改正法案の廃案を求めます～

- 1 今年2月28日に国会に上程された精神保健福祉法の改正法案は、5月17日に参議院で一部修正のうえ可決され、来週にも衆議院での審議が始まろうとしています。
- 2 精神保健福祉法は、2014年4月に保護者制度の廃止などを内容とする改正法が施行され、施行後3年である今年4月を目途に見直しをすることになっていました。私たちは、この間、同法の見直しにあたって、医療保護入院の廃止を含む強制入院制度の抜本的見直しや権利擁護者制度の確立を求めてきました。
ところが、昨年7月の相模原市障害者殺傷事件をきっかけに、政府は、これらの課題を置き去りにしたまま、事件の原因が措置入院制度にあったかのように歪曲ないし矮小化し、再発防止のためと称して、措置入院者の退院後の管理と監視を強めることを主たる内容とする精神保健福祉法の改正を打ち出してきました。
- 3 今回の改正法案は、政府が当初から説明していたように「二度と同様の事件が発生しないよう」にするために措置入院制度を変えるもので、精神医療を本人のためではなく社会防衛のために用いようとするものです。法案の内容についても、措置入院者を対象とする退院後支援計画を策定するために入院が長期化すること、計画策定の手続や実施などに警察関係者が関与するおそれがあること、措置解除後も「継続的支援」の名の下に本人の居場所や人間関係への介入が予想されること等精神障害者の人権保障の観点から見過ごすことのできない多くの問題点があります。また、措置入院者に対する差別・偏見を助長することにつながるおそれもあります。
厚生労働省は、参議院厚生労働委員会での審議中に、改正法案の説明資料のうち、改正趣旨の犯罪防止の部分削除するという異例の対応をしましたが、法案の基本的内容に変更はありませんでした。精神医療を治安の道具にしようとしている改正法案の本質は変わっていないのです。
参議院では、厚生労働委員会で18項目にわたる付帯決議を上げたほか、施行後3年を目途として、措置入院者の退院後支援計画の作成手続への関与や計画内容への異議申立、非自発的入院者の権利保護制度等について検討することを附則に決めました。しかしながら、措置入院の長期化や措置入院者への監視強化による人権侵害という改正法案の問題点はまったく解消されていません。
- 4 私たちは、衆議院における改正法案の審議にあたって、多くの問題点を抱える改正法案を廃案とすることを求めます。

2017年5月27日